公安委員会 決 裁 資 料	鹿児島県道路交通法施行細則の一部改正	令和８年８月６日 交 通 規 制 課

１　改正の内容

⑴　道路交通法施行令の改正に伴う、車列警護中の自動車等に関する規定の整理

⑵　警察署長の駐車許可に関する様式の名称を変更

２　改正理由

⑴　令和８年９月１日に施行される道路交通法施行令により、中央線等が設置されていない、いわゆる生活道路における自動車の法定速度が60㎞/ｈから30㎞/ｈに引き下げられることとなる。

現行の鹿児島県道路交通法施行細則では、警衛警護に使用中の自動車及び専ら交通の取締りに従事する自動車が、標識等による規制速度より低い速度で走行しなければならなくなる不具合が生じることから規定を改正するもの。

ア　現行規定

○現在

中央線等が設置されていない一般道路で規制速度が40㎞/ｈの場合

→車列警護中の自動車等の最高速度は60㎞/ｈ

○令和８年９月１日以降

中央線等が設置されていない一般道路で規制速度が40㎞/ｈの場合

→車列警護中の自動車等の最高速度は30㎞/ｈ

イ　細則改正後

中央線等が設置されていない一般道路で規制速度が40㎞/ｈの場合

→車列警護中の自動車等の最高速度は40㎞/ｈ

⑵　令和７年７月１日、鹿児島県道路交通法施行細則を改正したことに伴う変更。

３　施行期日

令和８年９月１日